

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和8年3月25日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 6件 |
| 厚生年金保険関係 | 6件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400216号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500050号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の賞与支払年月日を平成27年12月18日、標準賞与額を2万円、請求期間②の賞与支払年月日を平成28年7月25日、標準賞与額を7万円、請求期間③の賞与支払年月日を平成28年12月15日、標準賞与額を7万円、請求期間④の賞与支払年月日を平成29年7月25日、標準賞与額を15万円、請求期間⑤の賞与支払年月日を平成29年12月25日、標準賞与額を20万円、請求期間⑥の標準賞与額を15万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①、②及び③並びに⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間④及び⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年12月
② 平成28年7月
③ 平成28年12月
④ 平成29年7月
⑤ 平成29年12月
⑥ 平成30年7月30日

私は、請求期間①から⑥までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①から⑤までの各期間は賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑥は、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。賞与明細書等の資料はないが、

調査の上、請求期間①から⑤までの各期間は賞与を記録し、請求期間⑥は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、B銀行から提出された平成27年6月1日から令和2年5月31日までの預払状況調書、並びに複数の同僚に係る請求期間①、②及び③の賞与明細書により、請求者は、A事業所から請求期間①は2万円、請求期間②及び③は7万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①、②及び③の賞与支払年月日については、預払状況調書及び複数の同僚の預金通帳から、請求期間①は平成27年12月18日、請求期間②は平成28年7月25日、請求期間③は同年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求期間①、②及び③の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、A事業所は、請求期間①、②及び③に係る賞与は支払っていないため届出を行っていない旨回答しており、オンライン記録によると、A事業所における厚生年金保険被保険者の中に、請求期間①、②及び③の標準賞与額が記録されている者は確認できない上、請求期間③については、年金事務所が保管する請求期間③の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び同取消届によると、請求期間③に支払われた賞与について取消されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間④及び⑤について、預払状況調書及び複数の同僚に係る請求期間④及び⑤の賞与明細書により、請求者は、A事業所から請求期間④は15万円、請求期間⑤は20万円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間④及び⑤の賞与支払年月日については、預払状況調書及び年金記録訂正請求を行い、年金事務所段階で記録訂正されている者のオンライン記録から、請求期間④は平成29年7月25日、請求期間⑤は同年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間④及び⑤に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑥について、C年金事務所が令和6年6月7日の事業所調査によりA事業所から入手した請求者の平成30年賃金台帳、預払状況調書及び複数の同僚に係る請求期間⑥の賞与明細書により、請求者は、A事業所から請求期間⑥は15万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間⑥に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、年金事務所が保管する請求期間⑥の賞与支払届は事業主から届けられたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和6年6月7日に実施された事業所調査において請求期間⑥の賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査により入手した平成30年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者の請求期間⑥に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400239号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500051号

第1 結論

請求者のA事業所における請求期間①の賞与支払年月日を平成27年7月27日、標準賞与額を45万5,000円、請求期間②の賞与支払年月日を平成27年12月18日、標準賞与額を58万3,000円、請求期間③の標準賞与額を45万5,000円、請求期間④の標準賞与額を58万4,000円、請求期間⑤の標準賞与額を45万6,000円、請求期間⑥の標準賞与額を58万8,000円、請求期間⑦の標準賞与額を45万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から④までの各期間及び⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者に係る請求期間⑤及び⑥の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月
② 平成27年12月
③ 平成28年7月25日
④ 平成28年12月15日
⑤ 平成29年7月25日
⑥ 平成29年12月25日
⑦ 平成30年7月30日

私は、請求期間①から⑦までの各期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①から⑥までの各期間は

賞与に係る年金記録がなく、請求期間⑦は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条該当）になっている。請求期間①及び②の賞与明細書はないが、請求期間③から⑦までの各期間は賞与明細書を提出するので、請求期間①から⑥までの各期間は賞与を記録し、請求期間⑦は保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者の預金口座があるB銀行から提出された「預金共通月中異動および残高明細表」（以下「預金取引明細表」という。）及び複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、A事業所から請求期間①は45万5,000円、請求期間②は58万3,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、預金取引明細表、複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳から、請求期間①は平成27年7月27日、請求期間②は同年12月18日とすることが妥当である。

請求期間③及び④について、請求者から提出された賞与明細書、預金取引明細表及び複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳により、請求者は、A事業所から請求期間③は45万5,000円、請求期間④は58万4,000円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までの各期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、A事業所は、請求期間①から④までの各期間に係る賞与は支払っていないため届出を行っていない旨回答しており、オンライン記録によると、A事業所における厚生年金保険被保険者の中に、請求期間①から④までの各期間の標準賞与額が記録されている者は確認できない上、請求期間④については、年金事務所が保管する請求期間④の賞与支払届及び同取消届によると、請求期間④に支払われた賞与について取消されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑤及び⑥について、請求者から提出された賞与明細書及び預金取引明細表により、請求者は、A事業所から請求期間⑤は45万6,000円、請求期間⑥は58

万 8,000 円の賞与の支払を受け、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間⑤及び⑥に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦について、請求者から提出された賞与明細書、預金取引明細表及びC年金事務所が令和6年6月7日の事業所調査によりA事業所から入手した請求者の平成30年賃金台帳により、請求者は、A事業所から請求期間⑦は45万8,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間⑦に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答が得られないが、年金事務所が保管する請求期間⑦の賞与支払届は事業主から届け出られたものではなく、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に実施した前述の事業所調査において請求期間⑦に係る賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査で入手した平成30年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者に係る請求期間⑦の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500322号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500052号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年7月31日

私は、派遣元であるC社から請求期間の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。

厚生年金保険被保険者資格は、派遣先であるA事業所において平成28年6月1日に取得し、令和2年11月11日に喪失しており、当該期間中に支払を受けた請求期間の賞与について、C社の賞与明細書及び賞与が振り込まれた預金通帳を提出するので、A事業所の賞与として記録してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、請求期間を含む平成28年6月1日から令和2年11月11日までの期間においてA事業所における厚生年金保険被保険者であったことが確認できるが、請求者は、C社からA事業所に派遣されていた旨陳述しており、請求者から提出された給与明細書及び賞与明細書並びに預金通帳によると、請求者は、平成28年6月から令和2年11月までC社から給与及び賞与が支払われ、当該給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このため、請求者は、上記期間についてC社における厚生年金保険被保険者であったとも考えられることから、日本年金機構に照会したところ、厚生年金保険被保険者資格を給与の支払を受けている事業所以外とする取り扱いは通常あり得ない旨の回答があり、これらの事情についてB事業所及びC社に照会したが、回答を得ることができなかった。

一方、B事業所の担当者は、日本年金機構の照会に対し、本部はC社である旨陳述しているほか、請求者及び同僚への照会により回答があった複数の者は、C社は、B事業所の本部である旨陳述している。また、オンライン記録によると、平成29年7月支払の請求者に係る標準賞与額は、A事業所が年金事務所に対して提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）により記録されていることが確認できる上、平成29年9月から令和2年9月までの期間の定時決定及び随時改定の各記録は、C社から支払われた給与に基づき、A事業所が提出した各種届出により記録されている。さらに、雇用保険被保険者の記録においても、請求者は平成28年6月1日から令和2年11月10日までの期間については、B事業所の雇用保険被保険者となっている。

これらのことから、A事業所及びC社を同一の主体とみなし、請求者の請求内容を検討することが適切である。

そこで、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳によると、請求者は、請求期間においてC社から20万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を同社により賞与から控除されていたことが認められることから、請求期間に支払われた賞与について、A事業所における標準賞与額として記録することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、事業主は、請求期間について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（令和2年10月27日日本年金機構D事務センター受付）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500338号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500054号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における請求期間の標準賞与額を24万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和43年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年7月30日

私は、請求期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。賞与明細書を提出するので、請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与明細書、日本年金機構B年金事務所が令和6年6月7日に実施した事業所調査でA事業所から入手した請求者に係る平成30年賃金台帳及び賞与明細書により、請求者は、請求期間において事業主から24万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られないが、年金事務所が保管する請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は事業主から届け出られたものではなく、厚生年金保険料を

徴収する権利が時効により消滅した後に実施した前述の事業所調査において請求期間に係る賞与の届出漏れが判明したことにより、当該事業所調査で入手した平成30年賃金台帳に基づき年金事務所が職権起票したものであることから、年金事務所は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500345号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500055号

第1 結論

請求者のA事業所における平成26年9月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年9月から平成27年8月までの標準報酬月額については、22万円を26万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和41年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年9月1日から平成27年9月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所における請求期間の標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額よりも低額となっているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構が保管するA事業所に係る平成26年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、事業主は、請求者について、標準報酬月額22万円に相当する報酬月額の届出を行っており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給料明細書によると、請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成26年4月、同年5月及び同年6月は、標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲

内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。前述のとおり、上記給料明細書により確認できる請求期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は26万円であり、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額よりも高額であるが、上記給料明細書及び事業主から提出された請求者に係る平成26年分及び平成27年分の源泉徴収簿により確認又は推認できる請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は22万円であり、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記給料明細書により確認できる報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2500405号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500056号

第1 結論

請求者のA社B支店における平成4年8月1日から平成5年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年8月及び同年9月の標準報酬月額については、36万円を44万円、同年10月から平成5年9月までの標準報酬月額については、18万円を44万円とする。

平成4年8月から平成5年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成4年8月から平成5年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年8月1日から平成5年10月1日まで

私は、昭和59年4月にC社(平成2年10月1日A社に商号変更)に入社し、その後、人事異動により平成元年3月から平成7年6月までの期間はA社B支店に勤務した。請求期間に欠勤や休職したことはなく、平成4年3月か4月頃に役職の昇格があり、請求期間にはその直前の標準報酬月額よりも高額の給与が支払われていたと思うので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 東北厚生局長は、令和6年3月28日(受付)に請求者が行った年金記録の訂正請求に対し、請求期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、令和7年12月

18日付け東北厚発1218第26号で不訂正決定（以下「原処分」という。）を行った。

しかしながら、その後、原処分において用いた厚生年金特例法の解釈について、従前の判断とは異なる解釈の余地があることが明らかとなり、これを踏まえて当厚生局において再度調査及び検証を行ったところ、原処分を変更する必要がある事情が認められたことから、以下のとおり判断する。

- 2 請求者は、オンライン記録によると、請求者に係るA社B支店における請求期間の標準報酬月額は、平成4年8月1日から同年10月1日までの期間は36万円、平成4年10月1日の定時決定により同日から36万円から18万円に減額され、当該18万円が請求期間の終期である平成5年10月1日まで継続しているが、企業年金連合会から提出された請求者に係るD厚生年金基金（平成15年12月1日解散）の「中脱記録照会（回答）」（以下「基金の記録」という。）によると、請求期間の報酬標準給与額は、平成4年8月1日の随時改定により同日から36万円から44万円に増額され、当該44万円が請求期間の終期である平成5年10月1日まで継続しており、オンライン記録と基金の記録は相違している。

しかしながら、A社の承継事業所であるE社は、保存期限経過のため請求者に係る請求期間の届出並びに厚生年金保険料の控除及び納付について確認できる資料がなく不明である旨回答しているが、同社の担当者は、厚生年金基金と厚生年金保険のデータを管理する元は同じであったため、厚生年金基金と厚生年金保険の記録は同じになるはずであり、異なることは考えにくい旨陳述している。

また、請求者は、請求期間に欠勤や休職したことはない旨陳述しているところ、E社から提出された社員台帳には請求者の勤怠の記載はないが、オンライン記録によりA社B支店において請求期間に厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できる者に行った文書照会に回答があった複数の同僚は、請求者は休職したことはなかったと思う旨陳述している。

さらに、請求者は、平成4年3月か4月頃に昇格しており、請求期間に係る給与明細書等の資料は所持していないが、請求期間にはその直前の期間の標準報酬月額36万円よりも高額な40万円台の給与が支払われていたと思う旨陳述しているところ、E社の担当者は、上記社員台帳には昇格の記載はないものの、請求者に係る請求期間後の標準報酬月額は請求期間前より増額されているため、請求期間のうち平成4年10月1日から平成5年10月1日までの期間が18万円に減額されるとは考えられない旨陳述している。また、上記複数の同僚のうち一人は、請求期間に係る自分の標準報酬月額は47万円であり、自分と請求者は役席が同じだったので請求者も自分と同じぐらいの給与を支払われていたはずであり、請求者が降格した記憶はない旨陳述している。

加えて、請求期間のうち平成4年10月1日から平成5年10月1日までの期間

について、上記複数の同僚のうち平成4年1月分から平成5年12月分までの給与明細書を提出している一人は、給与支給額とオンライン記録の標準報酬月額が相違している旨回答しているところ、当該給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額とは一致せず、企業年金連合会から提出された当該同僚に係る基金の記録及び同連合会の担当者の陳述により、A社が届け出たと推認できる報酬標準給与額に基づく厚生年金保険料控除額と一致していることが確認できる。また、請求期間のうち平成4年8月1日から同年10月1日までの期間についても、当該給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額は、基金の記録の報酬標準給与額に基づく厚生年金保険料控除額と一致していることが確認できる。

これらのことから、請求期間における請求者の給与がその前の期間より低額となる事情は見当たらず、基金の記録の平成4年8月1日の随時改定は、請求者が昇格したことによるものと考えられる上、請求者と同様にオンライン記録と基金の記録が相違している上記同僚の給与明細書により確認できる請求期間に係る厚生年金保険料控除額が、基金の記録の報酬標準給与額に基づく厚生年金保険料控除額と一致していることを踏まえると、請求者についても、基金の記録の報酬標準給与額44万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものとするのが妥当である。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、基金の記録により確認できる平成4年8月1日から平成5年10月1日までの報酬標準給与額から、44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届又は当該報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。